

令和4年 3月 定例農業委員会会議議事録

芝山町農業委員会

【令和4年3月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和4年3月7日（月）15時00分～17時15分

会 場 芝山町役場南庁舎 1階研修室1・2

出席委員

・農業委員会委員

3 番	木 内 昭 博	4 番	藤 城 英 明
5 番	岩 澤 和 博	6 番	藤 崎 廣
7 番	井 上 優	8 番	鈴 木 房 江
9 番	怒 賀 敏 夫	10番	鈴 木 啓 一
11番	内 田 浩 之	12番	内 田 静 枝

・農地利用最適化推進委員

14番	香 取 和 成	15番	橋 本 薫
16番	西 海 敏 郎	17番	宮 野 三 夫
		19番	中 村 新一郎
20番	伊 藤 正 則		

欠委員

18番 宇 井 義

議 長

会 長 伊 藤 正 明 会長代理 松 本 光 芳

事務局

局長 金 親 俊 哉 書記 堀 越 充 書記 石 橋 将

局 長

定刻となりました。

本日は、3月農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。

それでは、始めに、今月末をもちまして委員の皆様が任期が満了となりますので、麻生町長よりご挨拶をさせていただきます。

麻生町長、お願いいたします。

麻生町長

挨拶

局 長

ここで、麻生町長につきましては公務の都合により、退席とさせていただきます。麻生町長、ありがとうございました。

麻生町長

退出

局 長

続きまして、伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

伊藤会長

挨拶

局 長

ありがとうございました。

それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。

伊藤会長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長 本日の出席委員は、農業委員 12 名、農地利用最適化推進委員 6 名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年 3 月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後 3 時 00 分）

議 長 議事録署名人の指名を行います。農業委員会議事規則第 13 条第 2 項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行いません。2 番 松本光芳 委員、3 番 木内 昭博 委員。両名を指名いたします。

議 長 それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。

始めに、議案第 1 号、農地法第 3 条による所有権移転に関する件を議題と致します。

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 1 号です。
本件は農地法第 3 条による所有権移転の申請

です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、譲受人が既に耕作しているためです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたら願

いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第1号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第1号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第2号です。
本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、駐車場用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農用地区域の指定が無い10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断出来ると思われませんが、周辺地域居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、例外的に許可できるものと思われま

す。次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第2号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明とおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
いたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第2号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、農地法第5条による
転用を伴う地上権設定に関する件を議題と致
します。
事務局の説明を求めます。

局 長

続きまして、議案第3号です。

本件は農地法第5条による転用を伴う地上権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、太陽光発電施設用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定が無く、10ha以上のまとまりも無く、成田用水の受益地では無いため第2種農地と判断出来ると思われ
ます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋）

議案第3号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明とおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第3号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第3号は原案どおり可決決定いた
しました

議 長

続きまして、議案第4号、農地法第5条による転用を伴う地上権設定に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長

続きまして、議案第4号です。

本件は農地法第5条による転用を伴う地上権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、太陽光発電施設用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農用地区域の指定が無く、10ha以上のまとまりも無く、成田用水の受益地では無いため第2種農地と判断出来ると思われれます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説

明させます。

書 記（石橋） 議案第4号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明とおおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第4号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました

議 長

続きまして、議案第5号、農地法第5条による一時転用を伴う使用貸借権設定に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第5号です。

本件は農地法第5条による一時転用を伴う使用貸借権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、土質調査のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については都市計画法上の用途地域内であることから第3種農地と判断出来ると思われれます。

次に、一般基準については、資力、計画等に

問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第5号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明とおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 それでは、議案第5号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第6号、農地法第5条による一時転用を伴う使用貸借権設定に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局長 それでは、議案第6号です。
本件は農地法第5条による一時転用を伴う使用貸借権設定の申請です。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。
申請の理由は、土質調査のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地

基準については農用地区域の指定が無い10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断出来ると思われませんが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業（一時転用）で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合に該当するため、例外的に許可できるものと思われ
ます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第6号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明とおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたら願

いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第6号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第6号は原案どおり可決決定いたしま

議 長 続きまして、議案第7号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第7号です。

本件は農地法第5条の規定による許可後の計

画変更承認の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、令和4年1月27日付け千葉県知事より許可を受けた計画について変更が生じたため承認申請となります。

詳細な内容については書記より説明いたします。

書 記（石橋） 議案第7号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明とおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第7号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第7号は原案どおり可決決定いたしました

議 長 続きまして、議案第8号、令和4年第3次農用地利用集積計画に関する件を議題と致します。事務局の説明を求めます。

ここで、説明に入る前に 6番藤崎廣委員におかれましては申請人であるため退席をしていただきます。それでは藤崎廣委員退席をお願いします。

6番藤崎廣委員退席、再開

局 長

続きまして議案第8号です。

本件は、令和4年2月21日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の新規4件・再設定33件で、面積：333,005㎡です。

詳細な内容については書記より説明いたします。

書 記（石橋）

議案第8号の補足説明をする。

議 長

それでは、議案第8号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第8号は原案どおり可決決定いたしました。

6番藤崎廣委員着席後、再開

議 長

続きまして議案第9号、芝山町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第9号です。
本件は農業委員会等に関する法律第17条の
規定により、農地利用最適化推進委員を決定す
るものです。
詳細な内容については書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第9号の補足説明をする。

議 長 質疑はありますか。

 （質疑なし）

議 長 それでは、議案第9号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

 （賛成全員）

よって、議案第9号は原案どおり可決決定いた
しました。

議 長 続きまして、議案第10号、芝山町農業委員会
農地等の利用の最適化に関する指針を議題と
いたします。
事務局の説明を求めます。

積（5反歩要件）を毎年検討する必要があることから審議いたします。

詳細な内容については書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第11号の補足説明をする。

議 長 質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第11号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第11号は原案どおり可決決定いたしました

議 長 続きまして議案第12号、令和4年度農作業別標準賃金に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第12号です。

令和4年度農作業別標準賃金（案）について内容の検討をする必要があることから審議いたします。

詳細な内容については書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第12号の補足説明をする。

議 長 質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第12号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第12号は原案どおり可決決定いたしました。

これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

次に「その他」でございます。

事務局説明をお願いします。

書 記（石橋） その他について、報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。

（意見なし）

議 長

以上をもちまして、令和4年3月芝山町農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れ様でございました。